

議案第71号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例の廃止について

次のとおり鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第87号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

2 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>(権限の委任)</u> 第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。	
<u>(規則への委任)</u>	<u>(委任)</u>

第17条 略

第16条 略